

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和元年11月27日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

1件

国民年金関係

1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1900207号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1900018号

第1 結論

昭和62年4月から昭和63年2月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和62年4月から昭和63年2月まで

昭和62年3月に事業所を退職後、昭和63年2月に結婚し、同年3月にA市役所B出張所において国民年金第3号被保険者として国民年金の加入手続を行った。昭和63年3月より前に国民年金の加入手続を行った記憶はないが、昭和62年3月に事業所を退職後、A市Cの自宅に結婚前の旧姓が記載された国民年金保険料の納付書が送付されてきた都度、D金融機関(現在は、E金融機関)本店において国民年金保険料を納付した。請求期間に係る国民年金保険料は、結婚前に全て納付した記憶がある。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和62年3月に事業所を退職後、当時居住していたA市Cの自宅に送付されてきた国民年金保険料の納付書で、請求期間に係る国民年金保険料を納付した旨主張している。

しかしながら、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付するためには、請求期間当時住民登録をしていたA市において国民年金の加入手続を行う必要があるが、請求者は昭和63年3月より前に国民年金の加入手続を行った記憶がなく、現在までに交付された国民年金の記号番号が記載された年金手帳(以下「年金手帳」という。)は、同年3月に国民年金の加入手続を行った際に交付された1冊のみである旨陳述しており、請求者から提出された当該年金手帳には、初めて国民年金の被保険者となった日は昭和63年3月29日、請求者の姓は同年3月の婚姻後の姓、住所は同年2月28日より居住しているA市Fの住所が記載されている。

また、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより氏名検索を行ったが、請求者の年金手帳に記載された国民年金の記号番号「*」とは別の国民年金手帳記号番号が請求者に払い出された形跡は見当たらず、前述のとおり請求者から提出された年金手帳には、初めて国民年金の被保険者となった日は昭和63年3月29日と記載されていることを踏まえると、請求者は請求期間において国民年金に加入しておらず、制度上、請求期

間に係る国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、請求者は請求期間に係る国民年金保険料の納付書がA市Cの自宅に送付されてきた旨陳述しているが、前述のとおり、請求者は請求期間において国民年金に加入していないことから、請求期間に係る国民年金保険料の納付書が請求者に発行されたものとは考え難い。

加えて、E金融機関は請求期間当時の資料は残っておらず、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す領収書控等は保管していない旨回答しており、ほかに請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。